

令和4年9月12日招集

## 第4回若桜町議会定例会会議録

(令和4年9月29日)

若桜町議会事務局

## 令和4年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和4年9月29日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総務課長	山口由企夫	税 務 課 長	前田 弥生
	企画政策課長	谷本 剛	地域整備課長	竹本 英樹
	会計管理者	谷口 国彦	町 民 課 長	下石 裕美
	経済産業課長	中島 毅彦	福祉保健課長	藤原 祐二

**会議の顛末**  
**本会議（9月29日）**

**議長（山根政彦）**

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第47号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町環境審議会設置条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第2

議案第48号 令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和

3年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和3年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、山本安雄議員。

**決算審査特別委員長（山本安雄）**

若桜町議会報告第18号 決算審査特別委員会審査報告書。

付託案件の名称、議案第48号 令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第57号 令和3年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

2、審査の経過、令和4年9月12日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月12日、14日、15日、16日、20日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、主なる意見と審査の結果を次のとおり報告します。

3、主なる意見、1、令和3年度若桜町一般会計予算審査で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行について主なる意見をつけた。今回の決算審査で執行状況の説明を受け、町民の生命と健康、生活を守るため広く支援されたと認められる。2、一般会計と特別会計を合わせた地方債の現在高が多額となっている。これ以上増えないよう、行財政改革を進めながら、国県補助金等を有効に活用し、行政運営に努められたい。3、一般会計の歳出で翌年度繰越金額が多額になっている。やむを得ない事情も推察できるが、年度内執行に努められたい。

4、審査の結果、当委員会に付託された議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、認定すべきものと決定いたしました。以上です。

#### 議長（山根政彦）

ただいま委員長から報告がありました。  
質疑を省略し、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

#### 議員（中尾理明）

8番中尾。

#### 議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

#### 議員（中尾理明）

私は議案第48号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。反対箇所は款3、民生費、項1、社会福祉費、目7、同和対策費中、同和対策事業費64万3,770円のうち、解放同盟高野支部への補助金33万円であります。

当初予算の158万2千円が、新型コロナウイルス感染症蔓延などの理由で支出減になったものと思いますが、私はこの補助金の金額の多寡を指摘するものではありません。支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だと考えます。2002年2月、地域改善対策特定事業財政特別法失効後の当該事業は、法律上その根拠は失われています。

さて、特別法執行後2016年12月、提出者二階俊博氏ほかによる議員立法として、部落差別の解消の推進に関する法律が賛成多数で成立し、それを理由とする当該事業の継続を可とする考えが披瀝されるようになりました。しかし、この法律は理念法であり、特別法の失効を反故にしたものではありません。

部落差別解消推進法には、国会内外から批判が集中し、衆議院法務委員会では、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことのないよう留意するなどの文言を含んだ内容を記載された附帯決議が法案の可決と併せて議決されております。

附帯決議は、これまでの判例や特別対策当時の審議会具申、政府文書に基づいて明文化されたものであることは言うまでもありません。終わりに毎回同様の内容で締めくくることがお許しください。あつてはならないことですが、差別事象が発生した場合は批判と啓

発で正していくべきです。しかし、差別があるから当該事業が必要であるという考えに立てば、差別事象がある限り永遠に事業を行うことになり、行政、住民がこの問題を克服しようとする自主性、終結を目標とした意識的な努力を阻害するのではないかと大きな危惧を抱かざるを得ません。一刻も早い同和終結を望み、以上で本議案に対する反対討論を終わります。

#### 議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

#### 議員（川上守）

議長、7番川上、賛成。

#### 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。7番、川上守議員。

#### 議員（川上守）

議案第48号 令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成であり、特に款、民生費、項、社会福祉費、目の同和对策費のうちの、同和对策事業の補助金33万円についての賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度の差別事象、事件の報告が出ております。役場への電話による同和地区の問合せ、高等学校における生徒の差別発言、中学校における生徒の差別発言、戸籍等不正取得事件等、多くの事件がいまだ県内でも発生をしていることを忘れてはいけないというふうに思っております。

先ほども話がありました2002年に、3月の末に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、地対財特法が執行していることは、定例会たんに度々聞いているところであります。2016年12月に施行された部落差別の解消の推進に関す

る法律、部落差別解消推進法において、現在でも部落差別が存在している、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている、国等並びに地方公共団体の責務を明らかにするなど、部落差別のない社会を実現するというふうになっております。

特に、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方の公共団体との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとなっております。

今月16日の決算審査特別委員会においての新川教育長が法律を基に事業推進の必要性を説明されました。そのとおりであり、現行法にのっとった事業の推進であることを理解すべきだと思っております。以上、賛成の立場から討論をしました。

#### 議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

最初に、討論のあった議案についての採決を行います。

議案第48号についての採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

議案第48号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続いて、討論のなかった議案についての採決を行います。

議案第49号から議案第58号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第49号から議案第58号までは委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第58号までは委員長報告のとおり認定することに決定しました。

#### 日程第3

議案第60号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

議案第61号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(質疑なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第62号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第64号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり  
可決されました。

日程第7

議案第65号 令和4年度若桜町索道事業  
特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり  
可決されました。

日程第8

議案第66号 職員の育児休業等に関する

条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり  
可決されました。

日程第9

議案第67号 若桜町精米施設の設置及び  
管理に関する条例の一部改正について、を議  
題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり

可決されました。

暫時休憩いたします。

(新川教育長 退席・追加日程配布)

### 議長 (山根政彦)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第68号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第68号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第68号 若桜町教育委員会教育長の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

### 町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第68号 若桜町教育委員会教育長の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会教育長に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字中原387番地、氏名、新川哲也、昭和337年2月3日生まれ。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(新川教育長 入室)

### 議長 (山根政彦)

日程第10

陳情第16号 町道屋堂羅線の維持管理補修に関する陳情書、陳情第17号 災害復旧に係る負担軽減措置に関する陳情書を、一括して議題とします。

審査結果について、総務産業教育民生常任委員会委員長に報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員会委員長、山本晴隆議員。

### 総務産業教育民生常任委員長 (山本晴隆)

若桜町議会報告第19号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第16号 町道屋堂羅線の維持管理補修に関する陳情書。

2、審査の経過、令和4年9月12日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告をします。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第16号は、採択すべきものと決定しまし



た。

若桜町議会報告第20号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第17号 災害復旧に係る負担軽減措置に関する陳情書、2の審査の経過は同文ですので割愛させていただきます。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第17号は、採択すべきものと決定いたしました。以上です。

### 議長（山根政彦）

ただいま総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第16号 町道屋堂羅線の維持管理補修に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第16号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続いて、陳情第17号 災害復旧に係る負担軽減措置に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第17号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第17号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11

議員提出議案第7号 安倍元首相の国葬中止を求める決議を議題とします。

趣旨説明を求めます。森田二郎議員。

### 議員（森田二郎）

それでは説明します。議員提出議案第7号 安倍元首相の国葬中止を求める決議、上記の議案を、別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月13日。提出者、若桜町議会議員森田二郎。賛成者、若桜町議会議員前任孝行、同じく中尾理明、同じく山本安雄。

本議案は、そもそも9月13日の本会議に動議として提出したのですが、議題に取り上げられることも否決され、非常に残念でありました。

そして一昨日9月27日に国葬が執り行われました。しかしながら、国民の意見は賛否二分され、NHKの報道によれば国葬反対意見は6割近くに上っていました。国内の情報を見ても、これまでの自然災害等で被災され復興途中で苦しんでおられる方、コロナ感染拡大相まって貧困に苦しまれる方がたくさんおられます。こうした方々への支援はまだ十分とは言えません。

今回の国費投入への疑問や思い、声なき声を政治に届けていくのは我々議員の使命であります。その使命を果たすため、事後になってしまいましたが、本議題を提出し決議を求めるものであります。

なお、本議題は、故人安倍元首相を何ら誹謗中傷するものではないことをあらかじめお断りしておきます。以上です。

それでは決議文を読みます。安倍元首相の国葬中止を求める決議（案）。

岸田首相は、安倍元首相の葬儀を国葬とし、令和4年9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定した。国葬の理由として、1、総理大臣を憲政史上最長の8年8か月務めたこと、2、経済、外交などの歴史に残る業績を残したこと、3、諸外国から敬意と弔意が示されていること、4、選挙活動中の非業の死であり、暴力に屈しない国として毅然とした姿勢を示すことを理由に上げているが、戦前の国葬令は1947年に失効している。

また、戦後に行われた首相経験者の国葬は吉田茂氏のみで、国葬ではなく国民葬として行われたのは佐藤栄作氏のみである。大平正芳氏、岸信介氏、三木武夫氏、福田赳夫氏、小渕恵三氏、鈴木善幸氏、橋本龍太郎氏、宮澤喜一氏、中曽根康弘氏は政府と自民党の合同葬となっている。

国葬については、現在、明確な法的根拠がなく、多額の国費を使った国葬については、国民の意見は二分されている。これらの実情を考慮すれば国葬は中止すべきである。

よって、若桜町議会は安倍元首相の国葬の中止を求め、決議する。

令和4年9月13日。鳥取県若桜町議会。以上です。

#### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

#### 議員（川上守）

議長。

#### 議長（山根政彦）

7番、川上守議員。

#### 議員（川上守）

提案者の森田議員に対して、質疑をさせて

いただきます。

一昨日、9月27日の国葬が終わったということは皆さんも承知ですが、なぜこの議案が今日に至り、今日の議題として必要だったのかお伺いします。

#### 議長（山根政彦）

答弁を求めます。森田議員。

#### 議員（森田二郎）

失礼します。先ほど趣旨説明に上げたとおり、葬儀が終わりましても国民の意見は二分されているというデータ、エビデンスデータが示されております。それによって、この意見をこれから岸田内閣が検証されるという意見に基づいて提出し、その検証への一環と、意見としてさせていただくためにも必要と考え、提出させていただきました。

#### 議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

#### 議員（川上守）

議長。

#### 議長（山根政彦）

7番、川上守議員。

#### 議員（川上守）

この葬儀につきましても、これからも将来において首相経験者が亡くなる可能性があるわけでありまして、法律にない国事行為が行われたことに対し、憲法に記載がない以上、繰り返される問題であるというふうに考えております。

以後、国に対する意見なり要望等を行っていく考えがあるのかお尋ねいたします。

#### 議長（山根政彦）

答弁を求めます。森田議員。

**議員（森田二郎）**

先ほど申しましたように、岸田内閣はこれから検証されます。この検証が国葬ありき、そういった方向へ持っていかれるのであれば、これからもしっかりと監視し、意見を述べさせていただきますが、これからの検証の方向によって方針を決めていきたいと考えております。以上です。

**議長（山根政彦）**

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**議員（谷口貴）**

議長。

**議長（山根政彦）**

反対ですか、賛成ですか。

**議員（谷口貴）**

1番谷口、反対です。

**議長（山根政彦）**

原案反対の方の発言を許します。1番、谷口貴議員。

**議員（谷口貴）**

失礼します。終わった事案に対し、議論するのはどうかと思うのですが、森田議員が提出された国葬反対の議員提出議案第7号に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の国葬儀が外交儀礼上不要だったと考えているのでしょうかと問うてみたいです。その回答に外交センスが全て詰まっています。

ちなみに今回行われたのは、1947年に失効している国葬ではなく、内閣府設置法が根拠となっている国葬儀なので、国民に弔意を強要しませんでした。休日にもなりません。国民は自由にしてよかったのです。

今回の国葬儀において、若桜町民の権利を侵害するような内容を含んでいたのでしょうか。国民の税金を使うので権利を侵害していると思いがちですが、全部が法律に書かれていないと予算は執行できないのでしょうか。選挙で選ばれた国民の代表の方々が決められたことです。

国葬儀の関連予算の執行差し止めを求めた仮処分の申立ても、最高裁の裁判官5人全員一致で特別抗告を棄却する決定をしています。

私が無駄な税金の使い方だと思うのは、反対デモを警備する費用です。反対される方がいなければ、警備全体の費用も抑えられたでしょう。

諸外国から各国王族、大統領などの国家元首、首脳レベルの方を含め、多くの参列がありました。こうした各国からの敬意と弔意に対して、日本国として礼節を持って対応するのが日本人としての当然のことだと思います。弔問外交もかなりの成果が期待できていないかと思っています。もし、反対の声がなければ、もっと多くの要人が来日し、もっと外交チャンスがあったのではと思うと非常に残念です。

最後になりましたが、私の思う若桜町議会議員の役目とは良い町にすることだと思っていますので、後先を考えず、一部の感情でこの町、ひいては町民に不利益になるようなことは避けたいです。なぜ不利益になるのか分からない方がいらっしゃるのであれば、非常に残念です。

**議長（山根政彦）**

賛成の方の討論はありませんか。

## 議員（中尾理明）

はい。8番中尾。

## 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

## 議員（中尾理明）

議員提出議案第7号 安倍元首相の国葬中止を求める決議への賛成討論を行います。今回の安倍元首相の国葬について、岸田首相は在任期間が最長の首相であったなど、4点の理由を上げて説明しましたが、様々な疑問に対して丁寧な説明を心がけるとの言葉とは裏腹に、同じ答えに終始しました。

これでは到底国民が納得できるわけがありません。6割もの国民が反対する中で、9月27日国葬が強行されたことに対し、強い憤りを禁じ得ません。翻って、この決議に関する動議が出されて以降、本日まで本決議についての討論、採決がなされなかったことは誠に残念であり、私は議会運営に対する深い総括が必要であると考えます。

さて、私は安倍元首相国葬について、以下安倍氏と言いますが、3つの点で法的根拠のない国葬であったと考えます。第1に根拠法がないということです。戦前、天皇中心の専制国家を支える儀式として根拠とされたのが1926年制定の国葬令でしたが、戦後、日本国憲法の国民主権、基本的人権に反するものとして失効しました。

1967年、唯一国葬という名の葬儀が行われたのは吉田茂元首相のときだけです。しかし、その当時も法的根拠のない葬儀だとして大きな反対の声があり、その後、国会では、1968年衆議院決算委員会で議員から法的基準を問われたことに対し、当時の水田三喜男蔵相は法令の根拠はない、何らかの基準をつくっておく必要があると答弁しました。しかし、その後は放置されたままにされています。

岸田首相が根拠とする内閣府設置法は、他省庁との所掌の範囲を明確にする組織規範に過ぎず、根拠法とはなり得ません。また、岸田首相は閣議決定で儀式が行えるとの学説があると言っていますが、それはこの学説を都合のよいように解釈したもので、受け入れられるものではありません。

学会では、国会での承認が必要であるというのが有力な学説であると言われています。法律の根拠もなく、国民の血税を削って16億円を超える国費を投入し、国葬を行った岸田内閣は断じて許せません。

第2に、憲法第1条法の下での平等に反することです。憲法学者の東京都立大学木村草太教授は、法の下での平等原則は憲法上の明文の例外ないし、合理的理由がない限り区別してはならないというもので、勲章等の授与も特権を伴わないことが前提になっています。

安倍氏を特別に国葬にする理由があるのかを説明できないのが憲法の平等原則に違反することになりますと指摘していますが、岸田首相はなぜ安倍氏のみを特別扱いにして国葬を行うのか、国民に納得できるような説明を何一つしていません。このことは時の内閣、政権等の政治的思惑、打算によって特定の個人を国葬という特別扱いをすることにほかならず、これは憲法の法の下での平等にもとめるものであることは明白です。

第3に、憲法19条思想及び良心の自由に反することです。岸田首相は、8月10日の記者会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を、国全体として表す儀式だと述べましたが、我が国は国民主権国家であり、国全体とは国民全体ということになります。すなわち、首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だと述べていることにほかなりません。

また、安倍氏への敬意とは、安倍政治の全面的肯定を国民に要求することです。これはまさに憲法19条に基づく内心の自由を脅か

す弔意の強制ではなくて何というのでしょうか。

安保法制を強行した立憲主義破壊、格差と貧困を拡大したアベノミクス、森友、加計、桜を見る会など、国政私物化を横行させた安倍政治の8年8か月を是認することは到底できません。ましてや統一教会と深く結びついた安倍氏の責任を不問にすることは絶対できません。

以上述べたとおり、今回の安倍氏国葬は、根拠となる法律は存在せず、憲法にも反したものであると言わざるを得ません。したがって、今となっては遅きに失しましたが、安倍氏国葬は極めて違法な儀式であり、絶対中止すべきであったことを強調し、賛成討論いたします。

#### 議長（山根政彦）

反対の方の討論はありませんか。

#### 議員（川上守）

議長、7番川上。

#### 議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。7番、川上守議員。

#### 議員（川上守）

議員提出議案第7号の安倍首相の国葬中止を求める決議について、反対の立場から討論いたします。定例会2日目の本会議において動議が出されましたが、その日の日程に追加されずに今日の審議となっています。

そもそもこの議案動議自体が議案としてふさわしくないというふうに思っております。決議は若桜町議会の意思の表明であります。若桜町議会の意思を対外的に表明するために決議するものであるというふうに私は思っております。

議案として議員1人でも出せることは理解

をしておりますが、前もってこのような意思があるのであれば、議長に事前に提出し、賛否は必要ではありませんけども、議会として議論し、統一した見解として出されるべき議案だというふうに強く感じております。よって、この議案に対して反対をいたします。

#### 議長（山根政彦）

賛成の方の討論はありませんか。

#### 議員（前任孝行）

はい。

#### 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。5番、前任孝行議員。

#### 議員（前任孝行）

私は、議員提出議案第7号について賛成の立場で討論いたします。7月8日、選挙の街頭演説中に元安倍首相の襲撃に対して、こういう蛮行は許されるべきものではありません。心より哀悼の意を表します。

しかしながら、この国葬に関しては国会の審議も経ず、基準もなく閣議決定され、実施されることになりました。国民への説明をされると言われていましたが、言えは言うほど内閣支持率が下降している状況です。国民の声を聞く岸田首相なら考えを変えてくれると信じていましたが、届いていないようです。

一昨日、民意が二分したまま実施され、弔意を示したい参加者も複雑な気持ちで参加されたのではないかと察します。

国葬実施の根拠の明確化と検証をしっかりといただき、その結果を国民に丁寧に説明し、理解を得ることを期待する意味でこの議案に賛成いたします。

#### 議長（山根政彦）

反対の方の討論はありませんか。

**議員（梶原明）**

はい。3番梶原。

**議長（山根政彦）**

原案反対の方の発言を許します。3番、梶原明議員。

**議員（梶原明）**

3番梶原でございます。私は、議員提出議案第7号 安倍元首相の国葬中止を求める議決に対して反対の討論をさせていただきます。まず、この案件は発表から期間があったにもかかわらず、今まで審議されることはありませんでした。新聞報道などのメディアで、他町が9月議会定例会などで発議したからと慌てて発議されたように感じております。

国葬は27日に終わっておりますし、このような案件は若桜町議会としても重大な案件であると思います。思いつきのように発議され、審議する内容のものではなく、議会のしるべき会において発案され、審議された上で本会議において図られるべき案件であると考え、原案に対し反対をさせていただきます。以上です。

**議長（山根政彦）**

賛成の方の討論はありませんか。

**議員（山本安雄）**

はい。4番山本。

**議長（山根政彦）**

原案賛成の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

**議員（山本安雄）**

議員提出議案第7号 安倍元首相の国葬中止を求める決議に賛成の立場で討論をいたします。

そもそも、閣議決定によって国葬を行うと。その後について若桜町議会としても、9月12日開催の議会においてということで、先ほど梶原議員のほうから、その間がということではありますが、その間に至っては国葬を開催をするその後に、岸田首相は民意を求めないものとするという形になりました。その後、国民から多くの反対意見がありました。それは、説明が足りていないということが岸田首相の中でも理解されてきたことであろうと思います。

そういう中で、我々議員として町民であれ国民であれ、それぞれの福祉とか、健康、生命を守るという観点からたくさんのお金が使われるということに対して手を挙げられたものと理解をしております。また、外交面でのメリットがあるんだということも言われました。

しかし、一部報道の中では、各国首脳との会談はそれぞれ15分程度で、本当にどうだったのかと問う声もたくさん上がっており、今後どんな検証がされるのか、いろんな角度から検証される、そう願いたいという思いで賛成をいたします。以上です。

**議長（山根政彦）**

ほかに反対の討論はありませんか。

**議員（山本晴隆）**

議長、6番山本。

**議長（山根政彦）**

原案反対の方の発言を許します。6番、山本晴隆議員。

**議員（山本晴隆）**

森田議員が提出された安倍元首相の国葬中止を求める決議に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。国葬に対する賛否があるのは当然のことだとも考えていますが、

賛成される議員の方々は、我が町の財政状況を深く考えていただきたいと思います。

9月26日に令和3年度決算審査特別委員会のまとめ、主なる意見の中でも、交付金などに頼り切った行財政を指摘されております。国や県からの財源援助がなければ、自主財源で本町は本当に運営できないのは明らかであります。議長からも新型コロナウイルス感染症の様子を見ながら、町長と国会要望の日程も計画されております。

日本政府に反対意見をする若桜町議会が、国会の先生方に過疎対策事業債、辺地対策事業債等のお願いすることはできないと考えます。私も世論は大切だとは思っておりますが、財政に乏しい若桜町の議員として、全ての議員が頭を下げ、心を一つにしてお願いをしていかなければ財政確保の成果は果たせないと考えます。

何のために若桜町議会議員になったのか考えると、また、町の財政を考える上で、町長を先頭に議員も財政確保するため、全力を尽くしていかなければならないと考えております。以上、私の私情と考えも入りましたが、反対討論とさせていただきます。以上です。

#### 議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立少数）

起立少数です。

したがって、議員提出議案第7号は否決されました。

#### 日程第12

「閉会中の継続調査」について、を議題と

します。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第13

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回若桜町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前11時30分 閉会